

第 890 回 教育委員会会議録

日時 令和 7 年 5 月 20 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場所 御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	大西 孝明
3 番 委員	勝又 英和	4 番 委員	萱沼 泉
5 番 委員	杉山 ゆかり	6 番 委員	長田 光男

陪席者

教育部長	
教育総務課長	教育施設課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	図書館調整監
西学校給食センター所長兼 高根学校給食センター所長	スポーツ交流課長
教育総務課副参事	学校教育課主席指導主事
学校教育課課長補佐	社会教育課課長補佐

事務局

教育総務課副参事	教育総務課主事
----------	---------

議事

御教議第 16 号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第 17 号	御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業の仮契約締結について
御教議第 18 号	御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 19 号	御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱について
御教議第 20 号	御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 21 号	御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 22 号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について
御教議第 23 号	御殿場市社会教育委員の委嘱について
御教議第 24 号	御殿場市青少年補導委員の委嘱について
御教議第 25 号	御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 26 号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 27 号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

開会

教育長

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
ただ今から御殿場市教育委員会5月定例会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 勝又 英和 委員 と、

4 番 萱沼 泉 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしく願います。

ゴールデンウィークも過ぎ、いよいよ新年度が本格的に動き出しました。4月のスタートは、新年度の前向きな子どもたちの気持ちに支えられてきましたが、その気持ちはいつまでも続きません。賞味期限が切れたこの時期から様々な課題が出てきます。課題に対して、どのような対応を取れるかで今後1年が左右されます。丁寧に子どもの立場を理解しながら先生方が指導してくれることを願っています。

遠足や運動会、修学旅行など、予定されている行事は順調に行われています。また、市民の文化活動やスポーツ活動も活発に行われています。多くの明るい顔を見ることができ、何よりもうれしく感じます。

**4月19日 御殿場市国際交流協会総会 御殿場市文化協会総会
ボーイスカウト総会**

長年、文化協会会長として協会の発展に貢献していただいた米光博氏が退任されました。新会長は勝間田英幸氏となりました。

市文化協会文化功労賞受賞者

三曲連盟 好琴会 清水道子様
アマチュアダンス連盟 ルビコン 小林繁明様
合唱連盟 グリーンシャポー 秋田重夫様

4月21日 部長連絡会 御殿場市公立幼稚園連絡協議会

**4月22日 家庭教育学級運営委員研修会 学校訪問（富士岡中）
市防災訓練**

4月23日 学校訪問（御殿場小 朝日小） 交通指導員歓送迎会

子どもたちの安全のために、早朝から子どもたちを温かく見守っていただいています。今年度末に、4人の方の入れ替わりがありました。学校の登校時間が遅くなり、指導員の対応が今まで通りにならないなどいくつかご意見をいただきました。

**4月24日 人事評価面談（校長） 県立高校の在り方協議会
市PTA連合会委員会**

御殿場・裾野・小山地区の、県立高校の在り方を検討する協議会が行われました。すでに報道されていますが、現在4校ある県立高校を再編し、御殿場に規模の大きい高校、小山に小規模で多様な学びのできる高校の2校にする案で進んでいます。御殿場の高校は、校舎を新たに建築する予定です。

令和7年度 市PTA連合会

会長 北村和之（御殿場中P会長）

副会長 萩原圭輔（御殿場小P会長） 佐々木華梨（東小P会長）

- 4月25日 静岡県都市教育長協議会**
 静岡県の政令指定都市を含んだ全市の教育長が参加する協議会です。以前に県教委の義務教育課長をしていた、文科省の林課長補佐から講演がありました。
 講師 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課課長補佐 林剛史氏
 演題 「文部官僚が自閉症の長男と向き合う中で考えたこと」
- 4月28日 定例記者会見 人事評価面談（校長）**
 年度当初に各学校の校長・教頭と面談を行い、今年度の学校経営の重点等を確認しました。管理職のやる気と責任感を感じました。
- 4月30日 市文化協会前会長感謝状贈呈式 人事評価面談（教頭）**
- 5月7日～9日 関東都市教育長協議会総会**
 12の県や地区で構成する関東都市教育長協議会の総会が、東京都北区王子で開催されました。
- 5月10日 市スポーツ協会創立70周年記念式典及び総会**
- 5月12日 部長連絡会 庁議**
- 5月14日～16日 全国都市教育長協議会総会及び研究大会**
 全国都市教育長協議会総会及び研究大会が、埼玉県川越市で開催されました。研究大会では、静岡県を代表して三島市が教育行財政の部会で発表を行いました。
- 5月18日 県ソフトボール大会開会式**
 県一般男子、一般女子選手権大会が高根ふれあい広場・西ふれあい広場・小山町多目的広場を会場に31日まで開催されます。
- 5月19日 部長連絡会 環境管理システム推進本部会
 教頭・主幹教諭・教務主任研修会**
- 5月20日 定例教育委員会 小山高校定時制教育振興会理事会及び総会**

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

本日は、12件の議案を上程いたします。ご審議の程、宜しくお願い致します。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第16号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第16号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第16号につきまして、内容を説明いたします。お手元の議案書2ページと、御協議第16号資料をお開きください。

御殿場市立学校設置審議会は、御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所及び規模に関する事項や、通学区域に関する事項について調査・審議する会でございます。

委員の任期は、2年間となっておりますが、新年度を迎えまして委員の一部に変更が生じたことから、新たな委員に対して委嘱を行うものです。名簿中の1番、4番、5番、6番の委員が変更となりました。なお、1番の委員は1号該当の市校長会、4番・5番の委員は2号該当の市PTA連合会、6番の委員は3号該当の市区長会より推薦いただいております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第16号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第16号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第17号

御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業の仮契約締結について

教育長

それでは、御教議第17号「御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業の仮契約締結について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました御教議第17号につきましてご説明いたします。お手元の議案書3ページと、御教議第17号資料1ページをお願いします。

本案につきましては、御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業請負契約について、予定価格が2,000万円以上の契約となり、議会の議決が必要なため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、意見を求めるものです。

それでは初めに、1の事業の背景と目的についてご説明いたします。御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業につきましては、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想第2期に基づいて、御殿場市立小・中学校において令和2年度に整備されたタブレット端末の、新端末への更新を推進することにより、子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることで、教師及び児童生徒の力を最大限に引き出す環境を構築することを目的としています。

続きまして、2の事業の概要についてご説明いたします。今回、必要な設定を施した5G通信機能を有するタブレット端末、その関連機材及びソフトウェア等のライセンス等を調達するとともに、データ通信回線の提供並びに保守及び運用サポートを導入するものです。

(1)のタブレット端末は教職員・児童生徒共通で、Apple製iPad11インチセルラーモデル(5G)容量128GB以上のもの。

(2)の児童生徒用キーボードケースは、エレコム(株)製KEY PALETTO Folio相当のもの。

(3)の教職員用ケースは、衝撃吸収機能付き手帳型ケース。

(4)の児童生徒用タッチペンは、非充電・非電池式でペン先の細いもの。

(5)の画面保護フィルムは教職員・児童生徒用共通で、ハードコート・ブルーライト・反射防止加工がされているもの。

(6)の導入台数は、予備機を含めて7,098台です。このうち教職員用が641台、児童生徒用が6,457台。

(7)の1から5の調達物品の納品期限は、令和8年1月30日まで。

(8)の通信提供・保守サポート業務の提供期間は、令和8年4月1日から

令和13年3月31日の5年間となります。

2ページをご覧ください。3の入札結果ですが、以上の事業概要を踏まえまして、令和7年5月13日に行われた指名競争入札により、KDDI株式会社ソリューション中部支社が、8億9,467万24円(税込)で落札しました。

このうち、資料1ページの(1)から(5)のタブレット端末等の物品調達費用である4億8千万円余については令和7年度中に備品購入費で支払い、残りの4億1千万円余については、通信提供・保守サポート業務の提供期間である令和8年度から12年度の5年間にわたって支払います。

以上説明とさせていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第17号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

長田委員

現在使用しているiPadの処分方法と、新端末の更新の財源はどのようになっていますでしょうか。

教育総務課長

約7,300台が処分の対象となり、100台についてはスクールソーシャルワーカー・事務職員等の業務端末として活用し、残りの端末については、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画に基づき、リユース業者への有償売却を考えております。次年度の歳入として扱う予定です。

また、財源といたしましては、標準価格55,000円/台に対して、国費から2/3が補助されます。補助対象外につきましては、補助率50%で財産区繰入金が入り、残りが一般財源になります。

長田委員

少しでも市の財源を圧迫しないように対応していただければと思います。

勝又委員

次の更新の計画はどうなっているのでしょうか。また、その予算の確保はどのように考えているのでしょうか。

教育総務課長

次回の更新の際も国庫補助があるとは限らないため、国の動向を確認しながら、次回の更新の計画を推進してまいりたいと考えております。

杉山委員

児童生徒の様子を見ていると、タッチペンをあまり使用している姿が見受けられないのですが、タッチペンは必要でしょうか。

教育総務課長

タッチペンの使用頻度については、かなり低いことは承知しております。しかしながら今回の調達で国庫補助を受けるにあたり、端末本体のほかにキーボードケース、保護フィルム、タッチペンをそろえることが要件でしたので、タッチペンについても調達することとしました。機能としては最低限のもので非充電式、非電池式のものになります。

大西委員

iPad 利用による児童生徒の健康への影響について、どのような指導を行っているのでしょうか。

教育総務課長

健康面への危険性について、毎年、教育委員会から学校や保護者へ伝えており、現状は運用面において注意していただくしかございません。技術的な面でそのような危険性を指摘するアプリのようなものがあるか、調査研究をしております。

萱沼委員

すべての授業で、iPad を使用しているのでしょうか。1 時間目から終日使用しているとすると、健康面への被害が心配されます。

学校教育課長

終日、授業で使用しているわけではありません。あくまでも授業の道具の一つとして、使用している状況になります。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 17 号「御殿場市立小中学校タブレット端末及び通信回線等導入事業の仮契約締結について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第18号 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第18号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第18号につきまして、説明いたします。議案書の4ページ及び御教議第18号資料をお開きください。

就学支援委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学支援の適正を期するため、地方自治法の規定に基づき設置するものです。

今回、前委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により15人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命します。

委員の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第18号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第18号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第19号 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第19号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第19号につきまして、説明いたします。議案書の5ページ及び御教議第19号資料をお開きください。

専門調査員は、就学支援委員会において、特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関し、専門的に調査するため、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定に基づき設置するものです。

今回、前調査員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな調査員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものであります。

専門調査員は、条例の規定により、市内の学校に勤める教員で、特別支援教育の経験を有する者、特別支援教育に関する専門的知識を有する者のうちから委嘱します。

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第19号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第19号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第20号 御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第20号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第20号につきまして、内容を説明いたします。議案書の6ページ及び御教議第20号資料をお開きください。

就園支援委員会は、特別な支援を必要とする幼児が入園、又は在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法の規定に基づき設置するものです。

今回、前委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市就園支援委員会設置条例の規定により10人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命します。

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第20号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第20号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第21号

御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第21号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第21号につきまして、説明いたします。議案書の7ページ及び御教議第21号資料をお開きください。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法及び、御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し、関係機関や諸団体との連携を図るために設置するものです。

今回、前委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により30人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。

任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第21号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

勝又委員

今回は、いじめの防止等対策推進委員の委嘱はないのでしょうか。

学校教育課主席指導主事

いじめの防止等対策推進委員の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日であり、新年度に伴い委員の一部に変更もないことから、今回は議案として上程しておりません。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議がないようですので、御教議第21号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 2 号 御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 2 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 2 号につきまして、説明いたします。議案書の 8 ページ及び御教議第 2 2 号資料をお開きください。

学校結核対策委員会は、学校における結核対策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置するもので、学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること、精密検査対象児童生徒の管理に関すること等についての調査や審議を行います。

委員は、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により、10 人以内とし、医師会の代表、保健所長、学校関係者、市職員のうちから委嘱又は任命します。

現在の委員の任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となっていますが、人事異動等により、一部委員の退任が生じたので、後任者について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 2 2 号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第 2 2 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第23号 御殿場市社会教育委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第23号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第23号について説明いたします。議案書9ページ及び御教議第23号資料をお願いします。

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため設置するものです。本市では条例に基づき学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱しているもので、委員の人数は15名以内、任期は2年間となっております。

この度、令和7年3月31日で任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものです。

委員は新任委員8人、再任委員が6人の14人となります。

なお、任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第23号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第23号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第24号 御殿場市青少年補導委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第24号「御殿場市青少年補導委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第24号について説明します。議案書10ページ、御教議24号資料をお願いします。御教議24号資料の令和7年度の青少年補導委員一覧をご覧ください。

青少年補導委員は、青少年の補導活動を行うことを目的に、御殿場市青少年センター規則に基づき設置しているもので、委員数は120人以内、任期は1年となっております。

4月の定例教育委員会においても、御協議第15号として上程させていただき説明させていただきましたが、委員の内御殿場南高等学校PTA推薦及び御殿場西高等学校PTA推薦の委員1名が過日決まりましたので、改めて議案として上程させていただきます。

委員につきましては、青少年の育成及び保護に関係ある機関及び団体から推薦された委員を、教育委員会が委嘱することとなっております。

委員数は、延べ人数で地区推薦59名、小中高の学校教職員30名、小中高のPTA推薦者20名の計109名です。

なお、委員の活動は、令和7年度は年53回の街頭補導や校区補導を予定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第24号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第24号「御殿場市青少年補導委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第25号 御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第25号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第25号について説明します。議案書11ページ、御教議25号資料をお願いします。

図書館協議会とは、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」となり、委員数は10人以内、任期は2年となっております。

委員につきましては、「学校教育に関係する者」、「社会教育に関係する者」及び「家庭教育の向上に資する活動を行う者」並びに「学識経験のある者」の中から、教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

この度、令和7年3月31日で任期が満了したため、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間の任期で、10名の委員の委嘱又は任命についての承認をお願いするものです。

新任の委員は、再任の4番、6番、7番を除く7名の委員となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第25号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第25号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第26号

御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第26号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第26号につきまして、説明いたします。議案書の12ページ及び御教議第26号資料をお願いします。

今年度の学校給食センター運営委員会は、学校給食費の見直しについて、年間3回、御審議をいただく予定です。

今回、前委員の任期が令和7年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市立学校給食センター条例施行規則により20人以内とし、学校長、学校校医、学校薬剤師、学校PTA代表者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱又は任命します。

委員の任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第26号の内容説明がなされました。

本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第26号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第27号 御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第27号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

スポーツ交流課長

ただいま件目となりました御教議第27号 御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命についてご説明いたします。議案書の13ページ及び御教議第27号資料をご覧ください。

当市では、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、「御殿場市スポーツ推進審議会条例」を定めております。当審議会の主な内容として、年2回程度審議会を開催し、審議会条例第2条の職務にあるスポーツ施設等の整備に関することや、当市のスポーツの推進に関すること等を、ご審議いただきます。委員の任期は2年となっており、本年度は委員の切り替えの年度となります。審議会委員の定数は20人以内で組織いたします。

本日、審議会条例第4条に基づき、御殿場市教育委員会のご意見を聴取させていただいた後、7月ごろに予定をしております、第1回御殿場市スポーツ推進審議会にて、委員を委嘱いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第27号の内容説明がなされました。
本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

御異議がないようですので、御教議第27号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3 番委員

4 番委員
